

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「調剤管理料」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美  
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

### 凡例

告示・通知等

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220615-1205

本資料は、2022年4月28日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

算定要件		点数
1 内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処方薬剤の情報を収集し、薬剤服用歴への記録その他の管理を行う</li> <li>● 内服薬の場合（1剤につき）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・服用時点が同一である内服薬は1剤として算定</li> <li>・4剤分以上の部分については算定しない（3剤まで算定可）</li> </ul> </li> <li>● 調剤録又は薬剤服用歴への記録等の全てを行う                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の基礎情報、他に服用中の薬剤の有無及び服薬状況等</li> <li>・服薬状況等の情報を踏まえ、必要な薬学的分析を行う</li> <li>・処方内容に疑義があるときは、処方医に対して照会を行う</li> <li>・調剤録及び薬剤服用歴を作成し、適切に保管</li> </ul> </li> </ul>	
イ 7日分の以下の場合		4点
ロ 8日以上14日以下の場合		28点
ハ 15日以上28日以下の場合		50点
ニ 29日以上の場合		60点
2 1以外の場合（内服薬以外の場合） （処方箋受付1回につき）		4点

・調剤管理料1を算定した場合は、調剤管理料2は算定できません

処方薬剤の情報を収集し、  
薬剤服用歴へ記録

調剤録又は薬剤服用歴への記録

患者の基礎情報

- ・年齢
- ・疾患
- ・アレルギー歴  
など

併用薬の有無・服薬状況

必要な薬学的分析

必要に応じて疑義照会を行う

調剤録・薬剤服用歴の作成と保管

(7) 薬剤服用歴記載事項（追加分）  
**オンライン資格確認システムを  
 通じて取得した患者の  
 薬剤情報又は特定健診情報等**

## 【2022/3/31疑義解釈その1】

調剤管理料における「内服薬」に、浸煎薬及び湯薬は含まれない。

## 【2022/3/31疑義解釈その1】

内服薬（内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く。）と外用薬が同時に処方された場合、調剤管理料 1 及び調剤管理料 2 を同時に算定できない。

内服薬（内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬を除く。）以外のみが処方された場合、調剤管理料 2 を算定する。

(例 1) 内服薬と外用薬が同時に処方された場合

処方箋

A錠 1錠/1回 毎食後  
B軟膏 ●g/1回 1日1回

⇒調剤管理料 1 のみ算定  
(調剤管理料 2 は算定不可)

(例 2) 外用薬のみ処方された場合

処方箋

Cクリーム ●g/1回 1日2回

⇒調剤管理料 2 算定

(例 3) 複数の医療機関からの処方箋を同時に受け付けた場合

処方箋 (Z病院)

Dカプセル 2Cp/1回 朝食後  
E錠 1錠/1回 朝食後

処方箋 (X診療所)

E外用液 ●g/1回 1日2回

⇒Z病院受付分として  
**調剤管理料 1 算定**  
⇒X診療所受付分として  
**調剤管理料 2 算定**

調剤管理料は処方箋受付毎に算定できるため、複数の医療機関からの処方箋を同時に受け付けた場合は、それぞれ調剤管理料を算定できると解釈されます